

議案第93号

八広地域プラザの指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

平成24年11月27日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

八広地域プラザの指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、八広  
地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
八広地域プラザ	東京都千代田区丸の内二丁目7番 3号 アズビル株式会社 代表取締役 曾禰 寛純	平成25年4月1日から 平成28年3月31日ま で

（提案理由）

八広地域プラザの指定管理者を指定する必要がある。